

下仁田町における電子契約の運用方法

次第

1. 電子契約の対象とする契約
2. 電子契約の利用にあたって
3. 契約締結の流れ
4. 下仁田町からのお知らせ
5. 不明点等のお問合せ方法
6. アンケート

1. 電子契約の対象とする契約

対象とする契約

契約書（変更契約書を含む）、請書、協定書、覚書 等

利用開始時期

令和8年9月1日（火）以降に締結する契約等

- ・ 契約者双方が作成し保管する書類を中心に、電子契約の利用を開始します。
- ・ 受注者等の選択により、従来通り書面（紙）での契約も可能です。
- ・ 具体的な電子契約利用の可否については、総務課財政係までお問合せください。



2. 電子契約の利用にあたって

電子契約の利用を希望される場合、

「電子契約利用申出書」をご提出いただきます。

- 落札後、電子契約を希望する場合は、
「電子契約利用申出書」を提出してください。
- 様式は町ホームページに掲載予定です。
- 申出書は、案件ごとにメールにより提出をお願いします。

※メールアドレスは、発注担当者にご確認ください

別記様式（第5条関係）

電子契約利用申出書

下仁田町と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において、利用するメールアドレスは、次のとおりです。

承認者

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

（あて先）下仁田町長

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

【留意事項】

※1 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。

※2 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。

※3 メールアドレスは、誤りのないよう、十分ご確認ください。

※4 日付は、作成日を記載してください。

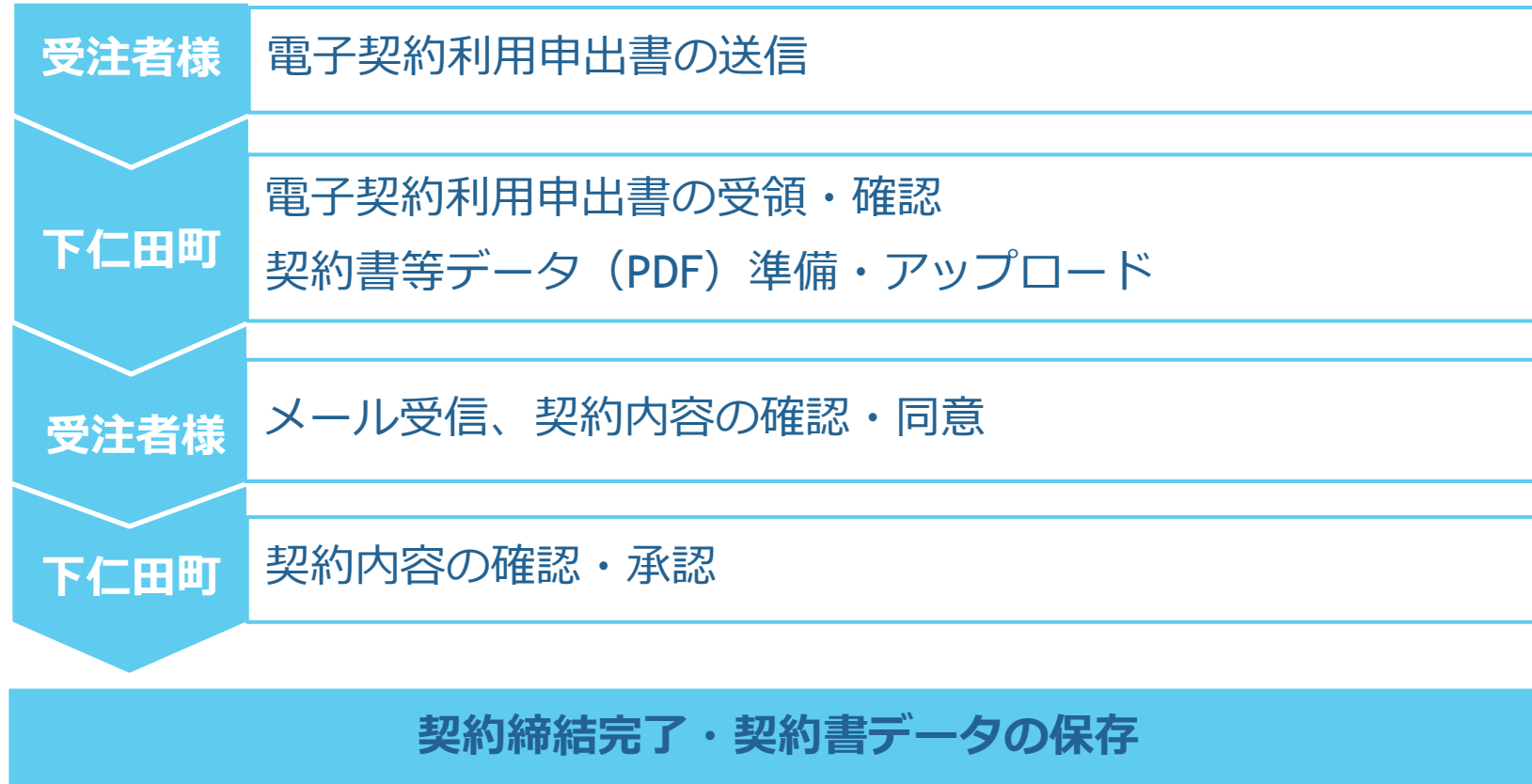
※5 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

本承諾後は、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出がない限り、申出以降の請負契約については電子契約を行います。

①電磁的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、受信者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書（署名）を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により

3. 契約締結の流れ



4. 下仁田町からのお願い

電子契約は、町だけではなく、受注者の皆様に多くのメリットがあります。
ぜひ積極的な活用をご検討ください。

電子契約のメリット

- ▶ 印紙税や製本費用、郵送料などのコスト削減
- ▶ 契約プロセス、契約書管理の効率化
- ▶ 利用が簡単
(アカウント登録不要、無料で利用可能)

5. 不明点等のお問合せ方法

【運用に関する問い合わせ窓口】

下仁田町総務課財政係までお問い合わせください。
問い合わせは、メール・電話にて受け付けております。
メール：zaisei@town.shimonita.lg.jp
電話：0274-82-2110（ダイヤルイン）

【クラウドサインに関する問い合わせ窓口】



自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、
わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。
よくあるご質問や各種機能について記事にまとめてあります。

キーワード検索も可能ですので、
知りたいことの単語をいれてご活用ください。

クラウドサイン右下の
アイコンをクリックします。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、
「メッセージを送信」をクリックすると
複数の選択肢が表示されますので、
ご希望の内容を選択してください。
会話の途中でチャットを閉じた場合でも
メールにて通知をいたしますのでご安心ください。

クラウドサイン右下の
アイコンをクリックします。



メッセージを送信をクリックします。



6. アンケート

今後の運用の参考のため、本日の説明会についてのアンケートへのご協力をお願いします。

▶以下のQRコードまたはアンケート用紙から回答をお願いします。

